

温室効果ガス削減量目標について

要求水準書において、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(令和3年4月改訂)環境省」を満足することと規定しており、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル(2012年3月)環境省」に記載される計算方法にて算出される基準※を満足することとしています。なお、当該基準の考え方は以下に示す通りです。

※当該基準は、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(平成23年12月、環境省)よりも厳しいものとなっています。温室効果ガスの実質的な排出量は以下の模式図に示されるとおりであり、国のカーボンニュートラルの考え方としては、焼却施設から発生する温室効果ガスは、「実質的にゼロ」と解釈できる。

<施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準>

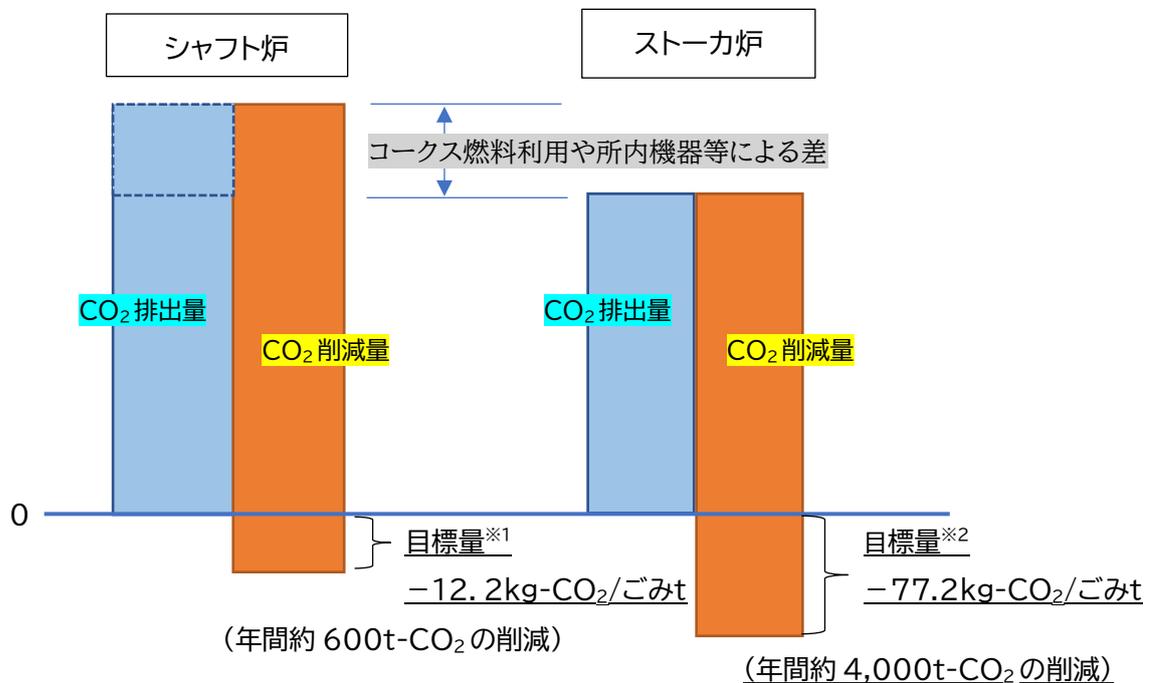
※廃プラスチック類の焼却に由来する温室効果ガス排出量は含みません。

①溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設(シャフト式)(※1)

$$y = -240 \log(x) + 550 \text{ 以下} \approx -12.2 \text{ kg-CO}_2/\text{t-焼却ごみ以下}$$

②溶融処理を行わない一般廃棄物焼却施設(ストーカ式)(※2)

$$y = -240 \log(x) + 485 \text{ 以下} \approx -77.2 \text{ kg-CO}_2/\text{t-焼却ごみ以下}$$



■ : 電力消費・燃料等のエネルギー利用に伴う CO₂ 排出量

■ : 発電等のエネルギー生産に伴う CO₂ 削減量

<図 ゴミ焼却施設における温室効果ガス削減の模式図>